

## 第 25 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 1 月 8 日（金）10：15～10：30
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 25 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」説明をお願いします。

### 議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中尾医療保健部副部長）資料 1 に沿って説明

- ・昨日（1 月 7 日）時点で 1,429 人の患者が発生。11 月中旬以降ほぼ連日 10 人以上発生、1 月 6 日には過去最多の 33 人が発生している。なおここには示していないが、本日（8 日）過去最多を更新し、40 人を超える見込みとなっている。現在精査中で追って詳細を発表するが、今後もさらに拡大傾向が続くことが懸念される状況にある。
- ・2 ページ、人口 10 万人当たり新規患者数（赤線）は 12 月に入り減少傾向になったものの、同月下旬からは再度増加傾向になっている。下段のグラフは年齢別発生状況だが、10 月以降家族内感染の拡大等により再び各年代への感染拡大が見られる状況。
- ・3 ページ、感染経路に関する状況について、接触での感染が 70%、感染経路が判明している感染が 12%となっている。また感染経路不明について、12 月中旬以降は 20%を超えているが、全体としては 18%ということで、20%以内

を保っている状況である。下段のグラフは保健所別の内訳で、津以北地域と伊賀地域では件数も多くなっている状況にある。

- ・ 4 ページ、感染経路の詳細について。県内外別では、12 月は 85% が県内での感染、また経路別では、12 月は 33% と 3 分の 1 が家族内感染という状況になっている。下段は PCR 等検査件数陽性率で、12 月初旬をピークに、検査件数は減少傾向となり、陽性率は 5% 前後で推移している。別添資料に保健所管内別のデータがあるので後程ご確認願いたい。
- ・ 5 ページ、クラスター発生状況について。第 3 波の 11 月以降では 17 事例ものクラスターが発生している状況である。下段は年末年始、12 月 29 日から 1 月 6 日にかけての状況を 12 月実績と比較したものである。年齢別では 30 代以下が約半数となっており、感染経路不明が 20% 以上で推移している。また感染経路では県外割合が増加している状況にあり、経路別では、家族感染や飲食での感染が増加している状況にある。
- ・ 最後のページは 12 月以降の感染状況等のまとめである。1 月 6 日には 1 日当たり 33 人と過去最多を更新し、繰り返しになるが本日も最多を更新しており、今後とも予断を許さない状況になっている。また、人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規感染者数も、1 月 7 日には 7.79 人と過去最高を記録している。桑名、四日市、津、伊賀保健所管内で新規感染者数が増加している。年齢で見ると、30 代以下の割合が増加の傾向にあり、感染経路不明が 12 月下旬以降 20% 以上で継続している。また年末以降、県外由来の感染割合が増加しており、感染経路は家族内で感染したと推定される事例が高い割合を示しているほか、飲食の場面で感染者と推定される事例が年末以降急増している。これにより入院医療への負荷も増大している状況にある。

(服部危機管理統括監)

- ・ このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

## 議題 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針 ver. 8』について

(服部危機管理統括監)

- ・ 事項 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針 ver. 8』について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料 2 に沿って説明

- ・ 資料 2 について、説明させていただく。まず、「はじめに」をご覧いただきたい。

- ・1ページの2段落目にあるとおり、年明け以降も全国で極めて多数の感染者が発生しており、政府において昨日首都圏1都3県を対象に緊急事態宣言が発出された。
- ・本県においても、1日当たりの新規感染者数の過去最多をたびたび更新し、本日の新規感染者数が最多となるなど、さらなる新規感染者の増加に最大限の警戒が必要な状況にある。
- ・こうした県内の感染状況や国の方針を踏まえ、三重県指針をver. 8に改定し、緊急事態宣言が発出されている都県への移動自粛などについて、特措法に基づく協力を要請する。
- ・三重県指針 ver. 8の期間については、緊急事態宣言の期間に合わせて2月7日までとするが、感染者の増加が続く場合には、期限を待たずに営業時間の短縮要請、夜間の外出自粛などをお願いせざるをえない場合もある。
- ・内容について、3ページをご覧ください。まず、「1. 県民の皆様へ」の(2)の4つ目のマルについて、県内でも大人数、長時間といった5つの場面で感染が広がる傾向が見られることから、特に大人数や長時間の飲食は、親族間であっても参加を避けていただくよう、特措法に基づく協力を要請する。
- ・4ページ(4)の移動について1つ目のマルでは、緊急事態宣言が発出されている都県、および飲食店等への時短が要請されているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けていただくよう、特措法に基づく協力を要請する。また、それ以外の地域についても、生活の維持に必要な場合を除き、可能な限り県境を超える移動を控えていただくようお願いする。
- ・その下の3つ目のマルでは、通勤や通学、通院などやむを得ない事情で、県外へ移動される方は、体調管理や基本的な感染防止対策の徹底とともに、大人数や長時間の飲食は避けていただくようお願いする。
- ・4つ目のマルで、県内の移動について、現時点では自粛の要請を行わないが、移動の際は新しい生活様式の実践とともに、5つの場面における感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・「2. 県外の皆さんへ」について、1つ目のマルで、緊急事態宣言が発出されている都県、飲食店等への時短が要請されているエリアにお住まいの方は、生活の維持に必要な場合を除き、本県への移動の自粛をお願いする。
- ・2つ目のマルでは、それ以外の地域にお住まいの方についても、今その必要があるか延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から来県を控えていただくようお願いする。
- ・3つ目のマルでは、やむを得ず帰省等で、三重県への移動を考える場合は、移動の前から体調管理や、懇親会等には参加しないなど、感染防止対策を徹底していただき、体調が悪い場合は移動を避けていただくようお願いする。

- ・続いて5ページ「3.事業者の皆様へ」をご覧ください。
- (1)の基本的な感染防止対策の徹底の4つ目のマルで、県外においてクラスターが多数発生している医療機関、社会福祉施設や、その他全国でクラスターが発生しているような施設におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底、従業員等への注意喚起を特措法に基づいて要請する。
- ・5つ目のマルでは、高等教育機関等に対して、下線部分にあるとおり、入学試験は人が多く集まる機会であることから、受験生が安心して試験に臨めるよう、会場の感染防止対策の徹底をお願いしている。説明は以上である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

### 議題3 「各部からの報告事項」について

(服部危機管理統括監)

- ・この際、報告事項がある部局は説明をお願いします。

(加太医療保健部長)

- ・入院医療機関への緊急支援について、医療機関に協力いただいて、現状から8床増床し、357床を確保した。これに伴い、昨年度12月25日に閣議決定された国の予備費を活用する。
- ・病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県または病床が逼迫し、受け入れ体制を強化する必要があると判断した都道府県が国に申し出をし、認められた場合、重症病床1床あたり1,500万円、その他病床に1床あたり450万円が補助される。
- ・三重県は最終フェーズではないものの、受け入れ体制を強化する必要がある都道府県として、国に申し入れを行ったところであり、医療機関に対して適切な支援を行っていく。
- ・次に第3波の医療体制整備に関する資料をお示ししているが、これは12月4日に開催された、新型コロナウイルス感染症対策協議会に提出し、了承された今後の対応策である。
- ・現在は、第1段階の宿泊療養の積極的活用を進めていくフェーズにあり、11月20日に依頼文を発出し、これまで運用してきたところであるが、先の報告でも説明があったとおり、感染者が増加していること、この状況の継続が懸念されることから、昨日各医療機関に第2段階へ移行する旨通知した
- ・入院期間を短縮し、対象となる方には宿泊療養施設に加えて自宅療養を併用し

ながら、第3段階の準備も進めていく。

(岡村環境生活部長)

- ・外国人住民の方に対する注意喚起について、12月下旬に多言語情報ホームページ MieInfo において、7言語で年末年始に向けた感染防止対策の徹底について呼びかけるとともに、多言語の注意喚起チラシを作成し、日本語教育や外国人学校、外国人が利用する店舗など、広く外国人住民の方に目にしていたくよう配布を行った。
- ・市町に対しても、来週開催予定の「三重県市町多文化共生ワーキング」において外国人住民への注意喚起について改めて依頼するなど、引き続き注意喚起について取り組みを進めていく。

(前田農林水産部長)

- ・1次産業への影響に関して、昨年12月中旬、県内の農林水産事業者の皆さんに、アンケート調査を実施した。
- ・県内農林水産事業者の皆さんからは、「夏以降は需要回復の動きもあったが、新型コロナの再拡大により在庫の増加や販売価格の低下が再び懸念される」、「オンライン商談に関する講習や、商談会を開催してほしい」などの声をお聞きした。
- ・このことを受け、旬の県産食材の需要喚起を図るためのキャンペーンを展開するとともに、オンラインを活用した販路拡大に努めているところではあるが、GoToトラベル一時停止、緊急事態宣言再発出の影響により一層の厳しさが増すことも予想されるため、国の3次補正予算なども活用しながら、農林水産事業者に寄り添った取り組みを進めてまいりたい。

(野呂雇用経済部副部長)

- ・GoToトラベルの年末年始期間の一時停止により、県内観光地はもとより、ホテル・旅館、飲食業などに食材を卸す一次産業者等にさまざまな影響が出ていると考えていることから、年末に862社を対象に緊急調査を実施した。
- ・回答があった事業者のうち55%に売上減少等の影響が出ており、そのうち2割以上の売上減少は58%、11%の事業者に8割以上の売上減少が見られる等、大きな影響を受けていることが明らかになった。
- ・1月14日には、5回目となる新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済会合を開催し、関係団体や支援機関と意見交換を行う予定である。
- ・これらの調査結果や意見交換を踏まえ、感染拡大の影響を大きく受けている中小企業・小規模企業への支援策を講じていく。
- ・なお、国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置による要請を受け、本日(1月8日)から緊急事態宣言が解除されるまでの間、三重テラスレストランの営業時間を22時から20時終了に短縮する。

(河口観光局長)

- ・年末年始の旅行需要の喪失をはじめ、G o T o トラベル事業の一時停止継続で観光事業者を取り巻く状況は厳しさを増し、また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、事業者の体力が奪われつつある。
- ・そのような中、まず、安心・安全の観点から、観光地における感染症対策徹底に向け、12月14日から、「観光ニューノーマル推進アドバイザー」を派遣し、現在11事業者に実施済みで、今後2月末までに100事業者への派遣を予定している。
- ・緊急経済会合等を通じ現状の把握に努め、感染状況も見つつ、裾野の広い観光業の支援に向け取り組んでいく。

(木平教育長)

- ・多くの学校では、本日から3学期が始業するため、昨日各学校に文書を発出し、まずはマスクの着用、手洗い、定期的な換気に加えて、毎日の検温やバランスのとれた食事等の基本的な感染症防止対策を徹底すること、2点目は基本的な健康管理として、発熱などの症状がある場合は自宅で休養するといったことを徹底することに加え、日ごろの体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があればできる限り早期に医療機関に相談・受診していただくこと、3点目は部活動に関して、体調管理や手洗い等の感染防止対策を徹底するとともに、競技特性に応じてリスクの高い活動を低減させるといった工夫をしていただくこと、を依頼した。
- ・市町教育委員会にも県立学校の通知を参考にに取り組んでいただけるよう、連携を図っていく。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

#### 議題4 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・先ほど医療保健部からも感染状況の報告があったとおり、新規感染者が今日も40名を超え、過去最多を更新する見込みである。
- ・日々過去最多を更新しているが、これがピークではなく、さらに感染が拡大する可能性もあることから、まさに今が今後の感染拡大を阻止するための瀬戸際である。全部局において最大限の警戒を持ち、躊躇なく対策を講じてほしい。

- ・第2波、第3波の時も県外由来、若い世代の割合が多く、その後県内、あらゆる世代へと拡大し第2波、第3波が来たが、先ほど医療保健部からの話にもあったとおり、まさに今がその状況である。
- ・次なる波を生まないように、県民の皆さんの命と暮らしを守るために、あらゆる対策を躊躇なく講じていくこと。それでは、7点申し上げる。
- ・これ以上の感染拡大を防ぐためにも、緊急事態宣言対象地域への移動の自粛や大人数、長時間におよぶ飲食の場面を避けることなど、三重県指針 ver. 8の内容について、丁寧に確実に県民・事業者の皆様に対し周知するとともに、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- ・感染者の増加にも対応できるよう、引き続き病床確保に努めるとともに、宿泊療養施設の積極的活用、自宅療養の併用など、感染状況に応じた適切な医療・療養体制を整備すること。また、医療機関の負担が増加していることから、国の補助金等も活用しながら、医療機関等に対する財政的な支援を引き続き実施すること。
- ・県民の皆様命とともに、暮らしを守らなければならない。Go To トラベル事業の一時停止期間の延長や首都圏への緊急事態宣言発出により、あらゆる業種に影響が出ると予想される。緊急経済会合などにより現場の声を聴きながら、融資や販売促進などの事業者に寄り添った支援策を検討、実施すること。
- ・冬季休業が終わり、学校が再開された。学校での生活はもちろん、普段の生活も含めた感染防止対策の徹底について、改めて、児童・生徒・教職員に対し注意喚起を行うこと。
- ・県内でも感染者が増加し、クラスターも多数発生している。各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドライン等の遵守を依頼するとともに、県が示している「感染防止チェックシート」の掲示、「安心みえる LINE」への登録、QRコードの掲示などによる感染防止対策の見える化に努めるよう促すこと。
- ・外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。また、感染者発生時には通訳派遣などの対応が即座に行えるよう体制強化に努めること。
- ・感染された方やその家族、医療従事者や外国人住民の方、県外から来県された方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いします。
- ・以上で本部員会議を終了する。